

特定非営利活動法人 横須賀つばさの会 各種委員会設置規程

就労継続支援B型事業所 つばさ・つばさ第二

(目的)

- 1 日常生活、社会生活、コミュニケーション等に支援を必要とする障害者のより良い支援と安全安心を図る観点から、法人内に各種委員会を設置する。

(設置する委員会)

- 2 設置する委員会は次のとおりとする。
 - ☐ 虐待防止委員会
 - ☐ 身体拘束等の適正化対策検討委員会
 - ☐ 感染症予防及びまん延防止対策検討委員会

□虐待防止委員会

- 3 つばさ・つばさ第二（以下、「事業所」という。）の利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割と目的

- ① 虐待防止のための計画作成（虐待防止の研修計画、労働環境・条件を確認、改善するための実施計画及び指針）
- ② 虐待防止のチェックリストとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

(2) 委員の構成

- ① 委員長は、法人理事長、または理事長が指名した職員。
- ② 委員は、各事業所の管理者、サービス管理責任者、虐待防止担当者、その他理事長が指名した職員。

(3) 虐待防止担当者の選任

委員長は各事業所内に虐待防止担当者（虐待防止受付担当者及び虐待防止対応責任者）を選任する。

委員長	つばさ	松原 理恵（管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者）
委員	法人	小松 守也（副理事長）
	つばさ	関 聖子（主任・職業指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者）
	つばさ第二	小塚 静子（管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者）
		木村 浩二（目標工賃達成指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者）

苦情解決 第三者委員 (2名)	特定非営利活動法人横須賀つばさの会 監事
	石井 裕之
	中込 良夫

(4) 委員会の開催

- ① 原則として、年1回の定例会を開催する。
- ② 委員長の招集により、必要時開催する。
- ③ 委員長は、委員の要請により、必要と判断した場合は委員会を招集することができる。

(5) 虐待防止研修の実施

委員会は、従業者に対する虐待防止等のための研修を年に2回以上実施する。

□身体拘束適正化対策検討委員会（虐待防止委員兼務）

4 事業所の利用者に対する身体拘束の適正化について検討するための、身体拘束適正化対策検討委員会を設置する。

(1) 設置目的

- ① 身体拘束等の適正化指針の整備
- ② 身体拘束等の発生事例に対し、発生の状況、原因、結果等を分析し、適正性と適正化を検討
- ③ 報告された事例及び分析結果について従業者へ周知徹底
- ④ 適正化を講じた後、その結果について評価

(2) 委員の構成

- ① 委員長は、法人理事長、または理事長が指名した職員。
- ② 委員は、各事業所の管理者、サービス管理責任者、その他理事長が指名した職員。

委員長	つばさ	松原 理恵（管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者）
委員	法人	小松 守也（副理事長）
	つばさ	関 聖子（主任・職業指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者）
	つばさ第二	小塚 静子（管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者）
		木村 浩二（目標工賃達成指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者）

苦情解決 第三者委員 (2名)	特定非営利活動法人横須賀つばさの会 監事
	石井 裕之
	中込 良夫

(3) 委員会の開催

- ① 原則として、年1回の定例会を開催する。

- ② 委員長の招集により、必要時開催する。
- ③ 委員長は、委員の要請により、必要と判断した場合は委員会を招集することができる。
- (4) 適正化に関する研修の実施
 委員会は、従業者に対する適正化のための研修を年に1回以上実施する。

□感染症予防及びまん延防止対策検討委員会

- 5 事業所の利用者の感染症の予防とその感染症のまん延を防止し、安全安心を確保するための、感染症予防及びまん延防止対策検討委員会を設置する。

(1) 委員会の役割と目的

- ① 感染症予防及びまん延防止指針の整備
- ② 感染症の予防対策及び発生時の対応
- ③ 発生時における施設内の連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- ④ 利用者及び職員の健康状態の把握と対応策
- ⑤ 新規利用者の感染症の既往確認
- ⑥ 感染症に関する研修及び訓練の実施
- ⑦ 感染症の予防及びまん延防止の実施状況の把握と評価

(2) 委員の構成

- ① 委員長は、法人理事長、または理事長が指名した職員。
- ② 委員は、各事業所の管理者、サービス管理責任者、その他理事長が指名した職員。

委員長	つばさ	松原 理恵（管理者）
委員	法人	小松 守也（副理事長）
	つばさ	関 聖子（主任・職業指導員）
	つばさ第二	小塚 静子（管理者）
		木村 浩二（目標工賃達成指導員）

(3) 委員会の開催

- ① 原則として、年1回の定例会を開催する。
- ② 委員長の招集により、必要時開催する。
- ③ 委員長は、委員の要請により、必要と判断した場合は委員会を招集することができる。

(4) 感染症予防及びまん延防止に関する研修及び訓練の実施

委員会は、従業者に対する感染防止等のための研修及び訓練を年に2回以上実施する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。